

ブロック塀などの撤去に補助金を交付します

問都市計画課 ☎(55)7126

▼内容／転倒のおそれがあるブロック塀などの撤去を行う場合に、撤去費の一部を補助します。

▼対象となるブロック塀など／

次の①から③の全てに該当するもの

①コンクリートブロック、レンガ、天然石などを用いた組積造の塀、その他これらに類する塀および門柱など

②道路、公共施設の敷地に面して設置されている道路面からの高さが1mを超え、かつ擁壁上のものは擁壁の天端からの高さが60cmを超えるもの

③道路、公共施設の敷地との境界から1m以内に設置されているもの

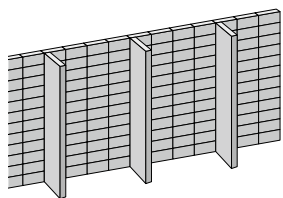
▼対象となる工事／対象となるブロック塀などをすべて取り除くもの、または道路、公共施設の敷地に面するブロック塀などの高さを60cm以下に減じるもの

▼補助金の額／上限10万円

▼受付場所／都市計画課窓口

▼受付件数／20件

▼その他／工事着手前に補助金交付決定を受ける必要があります。



都市計画の変更(案)の縦覧

▼縦覧期間／11月13日(火)～27日(火)

午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く

▼都市計画の種類・名称／

①名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

②名古屋都市計画区域区分(ただし、愛西市以外の土地における都市計画の変更内容の詳細は該当市町村において縦覧可能)

③名古屋都市計画用途地域

④名古屋都市計画下水道

▼縦覧場所／①・②愛知県建設部都市計画課および愛西市都市計画課

③愛西市都市計画課

④愛西市下水道課

▼その他／変更(案)について、意見のある方は縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。それぞれの問い合わせ先は次のとおり。

①・②愛知県建設部都市計画課  
〒460-8501住所不要

☎052(95)6515

③都市計画課 ☎(55)7126

④下水道課 ☎(55)7124

子ども・若者育成支援  
県民運動強調月間

スローガン

「育てよう」

自分に勝つ子 負けな子

ごみゼロ運動

▶日時／11月11日(日) 午前8時～9時(雨天決行)

▶場所／市内全域

▶その他／

- ・ごみを集める袋は、各自ご用意ください。
- ・集めたごみは、決められた集積場所で指定袋などに入れてください。

▶天候などによる中止／

市内に大雨、洪水、暴風いずれかの気象警報が発表された場合、もしくはこれらに準ずる気象情報が予想される場合、愛知県西部地域内で震度5弱以上、もしくは市内で震度4以上が観測された場合、または市長が実施することが困難と判断した場合は中止します。中止決定時刻は、当日午前6時頃を予定しています。

中止の連絡は総代への電話連絡のほか、市民向け防災メール、午前6時30分から7時の間にFMななみによるラジオ放送でお知らせします。なお実施直前の天候悪化により、実施することが適切でないとして総代が判断された場合は、町内限定で中止となる場合があります。

※中止の場合の順延はありません。

問 環境課 ☎(55)7114

